別添

○　「特定機能病院に関する事項について」（令和８年４月 24 日付け医政発 0424 第９号厚生労働省医政局長通知）新旧対照表

（下線は改正部分）

改　正　後	改　正　前
1　趣旨 特定機能病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、医療の高度の安全の確保、高度の医療に関する研修等並びに地域の医療への人的協力を含む地域における医療の確保を実施する能力を備え、かかる病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有する大学病院本院について特定機能病院の名称を承認するものであること（以下「特定機能病院Ａ」という。）。また、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の４第１項に規定する中長期目標又は国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第 46 号）第 27 条第１項に規定する中期目標に基づき運営され、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする特定機能病院（以下「特定機能病院Ｂ」という。）については、特定機能病院Ａと異なる承認要件を設定すること。なお、令和８年改正省令の施行の際現に特定機能病院であって、令和８年改正省令による改正後の医療法施行規則第９条の 20 第１項第１号ホの規定を満たさない特定機能病院（以下「その他の特定機能病院」という。）については、令和８年改正省令による医療安全に関する第９条の 20 の２、第９条の 25 及び第 15 条の４の改正規定を除き、当分の間、なお従前の例によることとし、引き続き特定機能病院としての取扱い	1　趣旨 特定機能病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、医療の高度の安全の確保、高度の医療に関する研修等並びに地域の医療への人的協力を含む地域における医療の確保を実施する能力を備え、かかる病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有する大学病院本院について特定機能病院の名称を承認するものであること（以下「特定機能病院Ａ」という。）。また、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の４第１項に規定する中長期目標又は国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第27条第１項に規定する中期目標に基づき運営され、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする特定機能病院（以下「特定機能病院Ｂ」という。）については、特定機能病院Ａと異なる承認要件を設定すること。なお、令和８年改正省令の施行の際現に特定機能病院であって、令和８年改正省令による改正後の医療法施行規則第９条の20第１項第１号ホの規定を満たさない特定機能病院（以下「その他の特定機能病院」という。）については、令和８年改正省令による医療安全に関する第９条の20の２、第９条の20及び第15条の４の改正規定を除き、当分の間、なお従前の例によることとし、引

とすること。	き続き特定機能病院としての取扱いとすること。
2～5　（略）	2～5　（略）
6　管理者の業務遂行 （1）～（2）　（略） （3）　6（2）ア（ア）の「地域への一定の人的協力を行うこと」とは、特定機能病院Ａが派遣先医療機関との連携及び調整の下、当該医療機関に対し医師を計画的かつ継続的に派遣することにより、地域における医療提供体制の確保及び充実を図ることであり、特定機能病院Ａから派遣される常勤医師換算数が原則として 60 人以上であることを要件とする。60 人を下回った場合にあっては、60 人を下回った年度の次年度からの年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。その際の作成様式は、様式第８のとおりであること。 なお、「派遣される常勤医師換算数」は、次に掲げる要件を満たす者を常勤換算して得られた数値をいうものとする。具体的な算出方法等は「医師派遣調査の作成要領」を参照すること。 ア　常勤/非常勤の雇用形態によらず、特定機能病院Ａから半年以上継続して派遣された医師であること（派遣期間が半年未満の医師であっても、実態として半年以上の継続的な医師の派遣を行っているとみなすことができる場合については算入可能。）。 イ　特定機能病院Ａの在籍期間が３年以上の医師であること。 なお、「在籍期間が３年以上の医師」とは、医師法の規定によ	6　管理者の業務遂行 （1）～（2）　（略） （3）　6（2）ア（ア）の「地域への一定の人的協力を行うこと」とは、特定機能病院Ａが派遣先医療機関との連携及び調整の下、当該医療機関に対し医師を計画的かつ継続的に派遣することにより、地域における医療提供体制の確保及び充実を図ることであり、特定機能病院Ａから派遣される常勤医師換算数が原則として 60 人以上であることを要件とする。60 人を下回った場合にあっては、60 人を下回った年度の次年度からの年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。その際の作成様式は、様式第８のとおりであること。 なお、「派遣される常勤医師換算数」は、次に掲げる要件を満たす者を常勤換算して得られた数値をいうものとする。別途、令和８年度業務報告までに具体的な算出方法等を示す。 ア　常勤/非常勤の雇用形態によらず、特定機能病院Ａから半年以上継続して派遣された医師であること（派遣期間が半年未満の医師であっても、実態として半年以上の継続的な医師の派遣を行っているとみなすことができる場合については算入可能。）。 イ　特定機能病院Ａの在籍期間が３年以上の医師であること。 なお、「在籍期間が３年以上の医師」とは、医師法の規定によ

る臨床研修修了後に特定機能病院Ａ（いわゆる「医局」を含む。）に３年以上所属している医師をいう。 ウ　病院の管理者（病院長）としての派遣ではないこと。 エ　大学病院本院から別の大学病院本院に派遣されている医師が、さらに別の医療機関に派遣される場合については、最初の派遣に限り算入する。 オ　同一法人が開設する医療機関（いわゆる「分院」、「サテライト診療所」等）は原則として派遣先として取扱わないものとする。ただし、当該医療機関が医師少数区域又は医師少数スポットに所在する場合は、派遣先として取扱い、算入対象とすることができるものとする。 (4) ～ (39)　（略）	る臨床研修修了後に特定機能病院Ａ（いわゆる「医局」を含む。）に３年以上所属している医師をいう。 ウ　病院の管理者（病院長）としての派遣ではないこと。 エ　大学病院本院から別の大学病院本院に派遣されている医師が、さらに別の医療機関に派遣される場合については、最初の派遣に限り算入する。 オ　同一法人が開設する医療機関（いわゆる「分院」、「サテライト診療所」等）は原則として派遣先として取扱わないものとする。ただし、当該医療機関が医師少数区域又は医師少数スポットに所在する場合は、派遣先として取扱い、算入対象とすることができるものとする。 (4) ～ (39)　（略）
7　（略）	7　（略）
8　人員配置 (1) ～ (8)　（略） (9)　医療法施行規則第22条の２第３項に規定する専門の医師については、「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成19年６月18日付け医政総発0618001号医政局総務課長通知）の別紙又は「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示」（令和３年厚生労働省告示第347号）において広告することが可能とされている	8　人員配置 (1) ～ (8)　（略） (9)　医療法施行規則第22条の２第３項に規定する専門の医師については、「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成19年６月18日付け医政総発0618001号医政局総務課長通知）の別紙又は「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示」（令和３年厚生労働省告示第347号）において広告することが可能とされている

「整形外科専門医」、「皮膚科専門医」、「麻酔科専門医」、「放射線科専門医」、「眼科専門医」、「産婦人科専門医」、「耳鼻咽喉科専門医」、「泌尿器科専門医」、「形成外科専門医」、「病理専門医」、「内科専門医」、「外科専門医」、「救急科専門医」、「小児科専門医」、「脳神経外科専門医」、「リハビリテーション科専門医」、「精神科専門医」、「臨床検査専門医」又は「総合診療専門医」を指すものであること。 9～12　（略）	「整形外科専門医」、「皮膚科専門医」、「麻酔科専門医」、「放射線科専門医」、「眼科専門医」、「産婦人科専門医」、「耳鼻咽喉科専門医」、「泌尿器科専門医」、「形成外科専門医」、「病理専門医」、「総合内科専門医」、「外科専門医」、「救急科専門医」、「小児科専門医」、「脳神経外科専門医」、「リハビリテーション科専門医」、「精神科専門医」、「臨床検査専門医」又は「総合診療専門医」を指すものであること。 9～12　（略）

（様式第１）

5-3 その他設置していることが求められる診療科

	設置状況	当該診療科において提供されるべき医療を提供している診療科・部門
リハビリテーションを行う診療科	有 ・ 無	
病理診断を行う診療科	有 ・ 無	
臨床検査を行う診療科	有 ・ 無	
形成外科を行う診療科	有 ・ 無	
総合的な診療を行う診療科	有 ・ 無	

（注）１　一番右の欄には、それぞれの診療科において提供されるべき医療を実質的に提供している診療科又は部門を記載すること（例：リハビリテーション科、臨床検査部門など。）。
２　総合的な診療を行う診療科は標榜診療科名には含まれていないこと。また、その他の診療科についても、必ずしも標榜の必要はないこと。

6　病床数

精神	感染症	結核	療養	一般	合計
床	床	床	床	床	床

7　医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

職種	常勤	非常勤	合計	職種	員数	職種	員数
医師	人	人	人	看護補助者	人	診療エックス線技師	人
歯科医師	人	人	人	理学療法士	人	臨床検査技師	人
薬剤師	人	人	人	作業療法士	人	衛生検査技師	人
保健師	人	人	人	視能訓練士	人	その他	人
助産師	人	人	人	義肢装具士	人	あん摩マッサージ指圧師	人
看護師	人	人	人	臨床工学技士	人	医療社会事業従事者	人
准看護師	人	人	人	栄養士	人	その他の技術員	人
歯科衛生士	人	人	人	歯科技工士	人	事務職員	人
管理栄養士	人	人	人	診療放射線技師	人	その他の職員	人

（注）１　報告書を提出する年度の 10 月１日現在の員数を記入すること。
２　栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
３　「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下２位を切り捨て、小数点以下１位まで算出して記入すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

（様式第１）

5-3 その他設置していることが求められる診療科

	設置状況	当該診療科において提供されるべき医療を提供している診療科・部門
リハビリテーションを行う診療科	有 ・ 無	
病理診断を行う診療科	有 ・ 無	
臨床検査を行う診療科	有 ・ 無	
形成外科を行う診療科	有 ・ 無	
総合的な診療を行う診療科	有 ・ 無	

（注）１　一番右の欄には、それぞれの診療科において提供されるべき医療を実質的に提供している診療科又は部門を記載すること（例：リハビリテーション科、臨床検査部門など。）。
２　総合的な診療を行う診療科は標榜診療科名には含まれていないこと。また、その他の診療科についても、必ずしも標榜の必要はないこと。

6　病床数

精神	感染症	結核	療養	一般	合計
床	床	床	床	床	床

7　医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

職種	常勤	非常勤	合計	職種	員数	職種	員数
医師	人	人	人	看護補助者	人	診療エックス線技師	人
歯科医師	人	人	人	理学療法士	人	臨床検査技師	人
薬剤師	人	人	人	作業療法士	人	衛生検査技師	人
保健師	人	人	人	視能訓練士	人	その他	人
助産師	人	人	人	義肢装具士	人	あん摩マッサージ指圧師	人
看護師	人	人	人	臨床工学技師	人	医療社会事業従事者	人
准看護師	人	人	人	栄養士	人	その他の技術員	人
歯科衛生士	人	人	人	歯科技工士	人	事務職員	人
管理栄養士	人	人	人	診療放射線技師	人	その他の職員	人

（注）１　報告書を提出する年度の 10 月１日現在の員数を記入すること。
２　栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
３　「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下２位を切り捨て、小数点以下１位まで算出して記入すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

（様式第１）

8　専門の医師数

専門医名	人　数	専門医名	人　数
内科専門医	人	眼科専門医	人
外科専門医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精神科専門医	人	放射線科専門医	人
小児科専門医	人	脳神経外科専門医	人
皮膚科専門医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻酔科専門医	人
産婦人科専門医	人	救急科専門医	人
形成外科専門医	人	病理専門医	人
臨床検査専門医	人	リハビリテーション科専門医	人
総合診療専門医	人	合　計	人

（注）１　報告書を提出する年度の 10 月１日現在の員数を記入すること。
　　２　人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下１位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

9　管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

管理者名（　　）　任命年月日　令和　　年　　月　　日

10　前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯科等以外	歯科等	合　計
１日当たり平均入院患者数	人	人	人
１日当たり平均外来患者数	人	人	人
１日当たり平均調剤数			剤
必要医師数			人
必要歯科医師数			人
必要薬剤師数			人
必要（准）看護師数			人

（注）１　「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療料を受診した患者数を記入すること。
　　２　入院患者数は、前年度の各科別の入院患者延数（毎日の 24 時現在の在院患者数の合計）を暦日で除した数を記入すること。
　　３　外来患者数は、前年度の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除した数を記入すること。
　　４　調剤数は、前年度の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。
　　５　必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要（准）看護師数については、医療法施行規則第 22 条の２の算定式に基づき算出すること。

（様式第１）

8　専門の医師数

専門医名	人　数	専門医名	人　数
総合内科専門医	人	眼科専門医	人
外科専門医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精神科専門医	人	放射線科専門医	人
小児科専門医	人	脳神経外科専門医	人
皮膚科専門医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻酔科専門医	人
産婦人科専門医	人	救急科専門医	人
形成外科専門医	人	病理専門医	人
臨床検査専門医	人	リハビリテーション科専門医	人
総合診療専門医	人	合　計	人

（注）１　報告書を提出する年度の 10 月１日現在の員数を記入すること。
　　２　人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下１位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

9　管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

管理者名（　　）　任命年月日　令和　　年　　月　　日

10　前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯科等以外	歯科等	合　計
１日当たり平均入院患者数	人	人	人
１日当たり平均外来患者数	人	人	人
１日当たり平均調剤数			剤
必要医師数			人
必要歯科医師数			人
必要薬剤師数			人
必要（准）看護師数			人

（注）１　「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療料を受診した患者数を記入すること。
　　２　入院患者数は、前年度の各科別の入院患者延数（毎日の 24 時現在の在院患者数の合計）を暦日で除した数を記入すること。
　　３　外来患者数は、前年度の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除した数を記入すること。
　　４　調剤数は、前年度の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。
　　５　必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要（准）看護師数については、医療法施行規則第 22 条の２の算定式に基づき算出すること。

（様式第６）

⑧ 未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の状況
・前年度の未承認新規医薬品等を用いた医療の申請件数（　件）、及び許可件数（　件） ・未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の設置の有無（　有・無　） ・未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及び未承認新規医薬品等の使用条件を定め使用の適否等を決定する部門が確認すべき事項等を定めた規程の作成の有無（　有・無　） ・活動の主な内容： ・規程に定められた事項の遵守状況の確認の有無（　有・無　） ・未承認新規医薬品等評価委員会の設置の有無　（　有・無　）
⑨ 重大な事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況等
・入院患者が死亡した場合の医療安全管理部門への報告状況：年　　件 ・患者の生命及び健康に与える影響が大きい事象であって、その発生を回避するための方法が普及している事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況：年　　件 （令和９年度より記載すること。） ・患者の生命及び健康に与える影響が大きい事象であって、その発生を回避できる可能性が必ずしも高いとは認められない事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況：年　　件 （令和９年度より記載すること。） ・上記に掲げる場合以外の場合であって、通常の経過では必要がない処置又は治療が必要になったものとして特定機能病院の管理者が定める水準以上の事象が発生したとき当該事象の発生の事実及び発生前の状況に関する医療安全管理部門への報告状況：年　　件 ・上記に関する医療安全部門の活動の主な内容 ・上記に関する医療安全管理委員会の活動の主な内容 ・上記に関する管理者の従業員への指導の主な内容 （令和９年度より記載すること。）

（様式第６）

⑧ 未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の状況
・前年度の未承認新規医薬品等を用いた医療の申請件数（　件）、及び許可件数（　件） ・未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の設置の有無（　有・無　） ・未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及び未承認新規医薬品等の使用条件を定め使用の適否等を決定する部門が確認すべき事項等を定めた規程の作成の有無（　有・無　） ・活動の主な内容： ・規程に定められた事項の遵守状況の確認の有無（　有・無　） ・未承認新規医薬品等評価委員会の設置の有無　（　有・無　）
⑨ 重大な事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況等
・入院患者が死亡した場合の医療安全管理部門への報告状況：年　　件 ・患者の生命及び健康に与える影響が大きい事象であって、その発生を回避するための方法が普及している事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況：年　　件 （令和９年度より記載すること。） ・患者の生命及び健康に与える影響が大きい事象であって、その発生を回避できる可能性が必ずしも高いとは認められない事象が発生した場合の医療安全管理部門への報告状況：年　　件 （令和９年度より記載すること。） （新設） ・上記に関する医療安全部門の活動の主な内容 ・上記に関する医療安全管理委員会の活動の主な内容 ・上記に関する管理者の従業員への指導の主な内容 （令和９年度より記載すること。）

（様式第 10）

ている診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5)　(1) ～ (4) 以外でその他に標榜している診療科名

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

(注)　標榜している診療科名について記入すること。

5-3 その他設置していることが求められる診療科

	設置状況	当該診療科において提供されるべき医療を提供している診療科・部門
リハビリテーションを行う診療科	有　・　無	
病理診断を行う診療科	有　・　無	
臨床検査を行う診療科	有　・　無	
形成外科を行う診療科	有　・　無	
総合的な診療を行う診療科	有　・　無	

(注)　1　一番右の欄には、それぞれの診療科において提供されるべき医療を実質的に提供している診療科又は部門を記載すること（例：リハビリテーション科、臨床検査部門など。）。
2　総合的な診療を行う診療科は標榜診療科名には含まれていないこと。また、その他の診療科についても、必ずしも標榜の必要はないこと。

6　病床数

精　神	感染症	結　核	療　養	一　般	合　計
床	床	床	床	床	床

7　医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

職　種	常　勤	非常勤	合　計	職　種	員　数	職　種	員　数
医　師	人	人	人	看護補助者	人	診療エックス線技師	人
歯科医師	人	人	人	理学療法士	人	臨床検査技師	人
薬　剤　師	人	人	人	作業療法士	人	衛生検査技師	人
保　健　師	人	人	人	視能訓練士	人	その他	人
助　産　師	人	人	人	義肢装具士	人	あん摩マッサージ指圧師	人
看　護　師	人	人	人	臨床工学技士	人	医療社会事業従事者	人
准看護師	人	人	人	栄　養　士	人	その他の技術員	人
歯科衛生士	人	人	人	歯科技工士	人	事　務　職　員	人
管理栄養士	人	人	人	診療放射線技師	人	その他の職員	人

(注)　1　報告書を提出する年度の 10 月 1 日現在の員数を記入すること。
2　栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
3　「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下 2 位を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出して記入すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

（様式第 10）

ている診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5)　(1) ～ (4) 以外でその他に標榜している診療科名

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

(注)　標榜している診療科名について記入すること。

5-3 その他設置していることが求められる診療科

	設置状況	当該診療科において提供されるべき医療を提供している診療科・部門
リハビリテーションを行う診療科	有　・　無	
病理診断を行う診療科	有　・　無	
臨床検査を行う診療科	有　・　無	
形成外科を行う診療科	有　・　無	
総合的な診療を行う診療科	有　・　無	

(注)　1　一番右の欄には、それぞれの診療科において提供されるべき医療を実質的に提供している診療科又は部門を記載すること（例：リハビリテーション科、臨床検査部門など。）。
2　総合的な診療を行う診療科は標榜診療科名には含まれていないこと。また、その他の診療科についても、必ずしも標榜の必要はないこと。

6　病床数

精　神	感染症	結　核	療　養	一　般	合　計
床	床	床	床	床	床

7　医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

職　種	常　勤	非常勤	合　計	職　種	員　数	職　種	員　数
医　師	人	人	人	看護補助者	人	診療エックス線技師	人
歯科医師	人	人	人	理学療法士	人	臨床検査技師	人
薬　剤　師	人	人	人	作業療法士	人	衛生検査技師	人
保　健　師	人	人	人	視能訓練士	人	その他	人
助　産　師	人	人	人	義肢装具士	人	あん摩マッサージ指圧師	人
看　護　師	人	人	人	臨床工学技士	人	医療社会事業従事者	人
准看護師	人	人	人	栄　養　士	人	その他の技術員	人
歯科衛生士	人	人	人	歯科技工士	人	事　務　職　員	人
管理栄養士	人	人	人	診療放射線技師	人	その他の職員	人

(注)　1　報告書を提出する年度の 10 月 1 日現在の員数を記入すること。
2　栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
3　「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下 2 位を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出して記入すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

（様式第 10）

8　専門の医師数

専門医名	人　数	専門医名	人　数
内 科 専 門 医	人	眼 科 専 門 医	人
外 科 専 門 医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精 神 科 専 門 医	人	放射線科専門医	人
小 児 科 専 門 医	人	脳神経外科専門医	人
皮 膚 科 専 門 医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻 酔 科 専 門 医	人
産婦人科専門医	人	救 急 科 専 門 医	人
形成外科専門医	人	病 理 専 門 医	人
臨床検査専門医	人	リハビリテーション科専門医	人
総合診療専門医	人	合　計	人

（注）1　報告書を提出する年度の 10 月 1 日現在の員数を記入すること。
2　人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下 1 位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

9　管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

管理者名（　　）　任命年月日　令和　　年　　月　　日

10　前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯 科 等 以 外	歯　科　等	合　　計
1 日当たり平均入院患者数	人	人	人
1 日当たり平均外来患者数	人	人	人
1 日 当 た り 平 均 調 剤 数			剤
必要医師数			人
必要歯科医師数			人
必要薬剤師数			人
必要（准）看護師数			人

（注）1　「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療科を受診した患者数を記入すること。
2　入院患者数は、前年度の各科別の入院患者延数（毎日の 24 時現在の在院患者数の合計）を暦日で除した数を記入すること。
3　外来患者数は、前年度の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除した数を記入すること。
4　調剤数は、前年度の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。
5　必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要（准）看護師数については、医療法施行規則第 22 条の２の算定式に基づき算出すること。

（様式第 10）

8　専門の医師数

専門医名	人　数	専門医名	人　数
総合内科専門医	人	眼 科 専 門 医	人
外 科 専 門 医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精 神 科 専 門 医	人	放射線科専門医	人
小 児 科 専 門 医	人	脳神経外科専門医	人
皮 膚 科 専 門 医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻 酔 科 専 門 医	人
産婦人科専門医	人	救 急 科 専 門 医	人
形成外科専門医	人	病 理 専 門 医	人
臨床検査専門医	人	リハビリテーション科専門医	人
総合診療専門医	人	合　計	人

（注）1　報告書を提出する年度の 10 月 1 日現在の員数を記入すること。
2　人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下 1 位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

9　管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

管理者名（　　）　任命年月日　令和　　年　　月　　日

10　前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯 科 等 以 外	歯　科　等	合　　計
1 日当たり平均入院患者数	人	人	人
1 日当たり平均外来患者数	人	人	人
1 日 当 た り 平 均 調 剤 数			剤
必要医師数			人
必要歯科医師数			人
必要薬剤師数			人
必要（准）看護師数			人

（注）1　「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療科を受診した患者数を記入すること。
2　入院患者数は、前年度の各科別の入院患者延数（毎日の 24 時現在の在院患者数の合計）を暦日で除した数を記入すること。
3　外来患者数は、前年度の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除した数を記入すること。
4　調剤数は、前年度の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。
5　必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要（准）看護師数については、医療法施行規則第 22 条の２の算定式に基づき算出すること。